

## 浪速区民センターの利用にかかるキャンセル時期について

大阪市では、平成 29 年 4 月から大阪市区役所附設会館条例等が改正され、浪速区民センター利用者は原則として申込み日から 2 週間以内（※）に使用料を支払っていただくことになり、また、使用許可の取り消し（キャンセル）の申し出にかかる使用料の返金について次のとおり規定されました。

※使用料の納付期限は施設の使用申込み時期により異なります。

ご利用者が、次の期間内に使用許可の取り消し（キャンセル）を申し出られた場合、お支払いただいた使用料を返金いたします。

利用室	使用許可の取り消し（キャンセル）を申し出た日	ご返金する使用料の額
ホール	使用日の 3 か月前の日以前の日	全額
	使用日の 3 か月未満で 2 か月前の日以前の日	半額
会議室等諸室	使用日の 1 か月前の日以前の日	全額

〈使用料が減免される利用者の皆様へ〉

上記取扱いの趣旨をご理解いただき、使用料が減免される利用者におかれても、使用許可の取り消し（キャンセル）については、

- ・ ホールについては使用日の 3 か月前の日以前の日
- ・ 会議室等諸室については使用日の 1 か月前の日以前の日

までに申し出いただきますようご注意ください。

また、とりあえず多くの日に予約をいれておくということもお控えください。

浪速区民センター指定管理者 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会